

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県旅館業法施行細則（抜粋）

高知県旅館業法施行細則（抜粋）

（旅館業営業許可書の交付）

（許可書の交付）

第3条 保健所長は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事からその権限を委任され、法第3条第1項の規定による許可を行ったときは、当該申請者に旅館業営業許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

第3条 保健所長は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事からその権限を委任され、法第3条第1項の規定による許可を行ったときは、当該申請者に許可書を交付するものとする。

（承認書の交付）

（承認書の交付）

第4条 保健所長は、高知県事務処理規則の規定により知事からその権限を委任され、法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る旅館業の譲渡及び譲受けの承認、法第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の合併若しくは分割の承認又は法第3条の4第1項の規定による営業者の地位の承継に係る相続の承認を行ったときは、当該申請者に譲渡による承継承認書、合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続による承継承認書（次条第1項において「承認書」という。）を交付するものとする。

第4条 保健所長は、高知県事務処理規則の規定により知事からその権限を委任され、法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の合併若しくは分割の承認又は法第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継に係る相続の承認を行ったときは、当該申請者に合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続承認書を交付するものとする。

（許可書の書換え交付）

第4条の2 前条の規定により承認書を交付された者は、当該営業施設の所在地を管轄する保健所長に許可書の書換え交付を申請することができる。

2 省令第4条の規定により省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除

く。第6条第5号において「申請書記載事項」という。）の変更の届出をした者に係る許可書の書換え交付の申請については、前項の規定を準用する。

(許可書の再交付)

第4条の3 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該営業施設の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保健所長に返納しなければならない。

(水質検査)

第5条 条例別表の2の(13)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。

2 条例第6条第2項及び別表の2の(13)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

(様式)

第6条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(水質検査)

第5条 条例別表の2の(13)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。

2 条例第6条第2項及び別表の2の(13)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

(様式)

第6条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第3条第1項の規定による営業の許可の申請書 別記第1号様式
- (1)の2 法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る旅館業の譲渡及び譲受けの承認の申請書 別記第1号様式の2
- (2) 法第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の合併の承認の申請書 別記第2号様式
- (3) 法第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の分割の承認の申請書 別記第3号様式
- (4) 法第3条の4第1項の規定による営業者の地位の承継に係る相続の承認の申請書 別記第4号様式
- (5) 申請書記載事項の変更の届出書 別記第5号様式
- (6) 省令第4条の規定による営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出書 別記第6号様式
- (7) 許可書 別記第7号様式
- (7)の2 第4条の譲渡による承継承認書 別記第7号様式の2
- (8) 第4条の合併による承継承認書 別記第8号様式
- (9) 第4条の分割による承継承認書 別記第9号様式
- (10) 第4条の相続による承継承認書 別記第10号様式
- (11) 第4条の2の許可書の書換え交付の申請書 別記第11号様式
- (12) 第4条の3第1項の許可書の再交付の申請書 別記第12号様式

- (1) 法第3条第1項の規定による営業の許可の申請書 別記第1号様式
- (2) 法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の合併の承認の申請書 別記第2号様式
- (3) 法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の分割の承認の申請書 別記第3号様式
- (4) 法第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継に係る相続の承認の申請書 別記第4号様式
- (5) 省令第4条の規定による省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種類を除く。）の変更の届出書 別記第5号様式
- (6) 省令第4条の規定による営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出書 別記第6号様式
- (7) 第3条の許可書 別記第7号様式
- (8) 第4条の合併による承継承認書 別記第8号様式
- (9) 第4条の分割による承継承認書 別記第9号様式
- (10) 第4条の相続承認書 別記第10号様式

